

所長 浅村 昌弘

常に複眼で見て意思を決定し、
本質を見抜く経営を
心掛けていきたいです



時代と国境を超え依頼者に頼られる
由緒ある弁理士事務所

新しい時代の案件も万全の体制で解決する

「おもしろきこともなき世をおもしろく」

幕末を生きた尊王攘夷志士、高杉晋作の辞世の句である。この句を引用しながら、浅村特許事務所の弁理士かつ浅村法律事務所の弁理士、そして両事務所の所長を務める浅村昌弘氏は「心の持ち様で、苦勞も前向きに面白い事柄としてとらえ、健全な危機感を持つことができる。私は、どんな仕事でも前向きに取り組めるようにしたいのです」と語る。

そんな彼に、1891年から続く日本で最も長い歴史を持つ弁理士事務所、浅村特許事務所について、また自ら立ち上げた浅村法律事務所についてお話を伺った。

後の総理大臣に依頼され開設した現存する最古の弁理士事務所
様々な立場からの視点で考える「複眼思考経営」

専売特許条例が公布されたのは、文明開化の音が鳴り始めて久しい1885年のこと。その2年後、浅村所長の曾祖父である浅村三郎氏は審査官として専売特許局（現在の特許庁）へ入局する。当時は特許制度についての理解が民間に浸透しておらず、出願が少なかった。そのため、後の総理大臣である専売特許局初代局長、高橋是清氏は浅村三郎氏に「民間に下り発明などの啓発に努め、代理人として手続きをする制度を作って欲しい」と依頼した。

それを受け、浅村三郎氏は1891年、民間特許事務所の先駆けである大阪特許代言社（現在の浅村特許事務所）を開業。その後2008年には同事務所を法人化、2022年に弁理士法の改正により名称を変更し、現在の弁理士法人浅村特許事務所となった。



知的財産価値評価サービスも立ち上げ、特許事務所と弁理士事務所がワンストップ対応で知的財産について扱う

5代目となる浅村所長は、千葉大学工学部機能材料工学科出身。エジンバラ大学、ランカスター大学に留学し修士課程を修めている。

化学に携わる職業と悩み弁理士となることを決めた後も、難関試験に合格できるかという不安があった。その不安を振り払うように、事務所で働きながら勉強に取り組み、2001年には弁理士試験に合格する。

また、特許に関する紛争について相談を持ち込む依頼者が多く「これからは当事務所も法律関係の部署を作り、知的財産権の紛争についても扱っていききたい」と浅村所長は考えた。そうして、2007年に司法試験に合格し、2011年に浅村法律事務所を設立。現在は特許や商標の取得から、それらに纏わる紛争やライセンスによる活用までワンストップの対応が可能となっている。

「弁理士か弁護士、どちらに相談して良いか分からない依頼者さんが来ても、話を聞いて判断し、両方をチームで請け負うことが出来る。良いシナジーを生んでいます」

2019年、浅村特許事務所の所長に就任。現在、特許事務所では主に経営や営業、法律事務所では訴訟などの実務を精力的に行っている。

「最先端の技術やビジネスについて学ぶことができ、知的好奇心が刺激される案件ばかり。依頼者さんの個性や背景を知っていくことも面白いですね」

浅村所長は実務、経営双方ともに、様々な立場から物事を捉える「複眼思考経営」を念頭に置く。紛争中

であれば依頼者の視点は勿論、相手方や裁判所、行政の考え方も予測し助言を行い、経営についても所員、依頼者、また外部の専門家の視点まで思慮。そうして、「常に複眼で見えて意思を決定し、本質を見抜く経営を心掛けていきたいです」と浅村所長は語った。

依頼者に寄り添い特許権、商標権、意匠権の取得に尽力する弁理士業務
商品の権利を守るにより日本文化を守っていく

浅村特許事務所は技術、商品やサービスの権利である特許権、商標権、意匠権の取得に尽力。寄せられる依頼の約90%が国際的な案件、取引をする200に渡る国と地域には約5万人の顧客が存在する。

機械電気部、商標意匠部、化学部、IPアドミニストレーション部、管理部から構成され、弁理士34名が所属。それを83名の所員がサポートする万全の体制で、信頼が置けるサービスを提供している。

IPアドミニストレーション部は、外国出願の際や権利の移転の際に各国で必要となる様々な書類の準備という手続の支援に加え、コンサルティングや企業顧問のような機能も担う。中小企業では、知的財産権の専門家が在籍する知的財産を管理する部署がない場合もあるため、競合他社の出願状況を確認し定期的に報告するなどの仕事を、同事務所が請け負っている。

スピード勝負かつ正確性が求められる特許の取得は、1日の遅れや1つのミスで取り返しがつかなくなる場合もある。そのため、所員がすっかりダブルチェックを行い、ミスがないよう心掛けている。

また、顧問先の技術者と開いている「発明発掘会議」では、新しい発明やこれまでの軌跡から特許を取得できそうな技術について話し合いアドバイスをしている。ダイヤモンドの原石を探そうと依頼者に親身に



世界各国で信頼できる事務所や弁護士を紹介できるネットワークを保持し、信頼関係を築いている

「しかし、海外事務所の仕事の質が悪ければ注意をし、事務所の変更を依頼者に勧める。そうしてサービスの質を担保できるよう努めているのだ。同事務所には世界各国から依頼人や弁理士が訪れ、日々、海外とのやり取りが求められる。そのため、所属するのは英語が堪能な所員ばかりだ。頻繁に海外とメールのやり取りをするので、特に読み書きは採用時の必須条件である。」

依頼された際、初めにやり取りするのもメールだ。浅村所長が弁理士として化学の特許出願を扱っていたとき、海外の依頼者に「お前は本当にこの発明を理解しているのか」というような文面を送ってこられたことがあった。その後、その依頼者と共に、日本の特許庁へ赴き審査官と面談し技術説明を行った。その結果、複雑な発明のポイントの理解を得て、特許の取得に成功する。

「依頼者さんと顔を合わせ綿密に話しあった結果です。このように、依頼者さんと打ち解けていくのも弁理士の醍醐味だと思います」

これまで依頼者に寄り添って来た成果もあり、同事務所は様々な受賞歴を持つ。中でも高度な専門的知識と、長年の経験を元にした知的財産に纏わる業務を行っていることを表彰する世界的な賞『IP Stars』には長年ランクインしている。

浅村所長は「依頼者へのインタビューや同業の他事務所に評価を聞くなど、入念な調査の末に与えられる賞です。当事務所が様々な方に評価されていると実感できました」と語る。

なつて取り組んでいる様子からも、クライアントファーストを実施していることが伺える。加えて、容器を見ただけで企業と商品が判別可能であることを要求され、ハードルが高い立体商標や、その他新しいタイプの商標の登録の取得も注力している分野だ。取得事例としてはキッコーマンのしやうゆ卓上びんが挙げられる。

「昔ながらのしやうゆ卓上びんは、キッコーマン様にとって象徴的なもの。我々としても『文化として守りたい』と思い、力を尽くしました」

消費者アンケートを取るなど多くの材料を集め、お客様と何度も戦略を練った末に立体商標権の取得に成功。同事務所の尽力により企業の、ひいては日本の文化が守られている。

そんな同事務所は、『浅村宣言』を掲げている。この宣言は、全世界の知的財産制度の発展に貢献、長年の知識や経験を活かしたサービス、そして依頼者の要望を把握し、その立場で業務を行い、満足を提供するというものだ。これを掘り下げるように、クライアントファーストも別途強く宣言した。これらの宣言の実行が、確かな信頼の獲得に繋がっている。

世界規模で活躍する浅村特許事務所の弁理士たち
業務の手腕と外部の評価 両方から依頼者の信頼を得る

国際的な業務を請け負っている同事務所。日本の依頼者から「海外で特許権や商標権を取得したい」と相談を受けた際、世界各国で信頼できる事務所や弁理士を紹介できるネットワークを保持している。海外の事務所とは信頼関係を築き、互いに現地の案件を相談し合うWIN-WINの関係構築してきた。

こういった賞は受賞者にとつての榮譽であり、依頼者には相談するに足りる信頼の証と捉えられるもの。今後もその確かな技術力が評価され、それが依頼者を助けることに繋がっていくのだと思われた。

浅村所長自ら新設した浅村法律事務所の活躍

情報が氾濫する現代に生まれる新しい事件にも十分に対応する

弁理士業は企業法務が中心。中でも知的財産権関連については訴訟外での交渉が主で、特許権、商標権の警告書のやり取りや不正競争防止法違反への対応などを行っている。訴訟では主に、特許侵害訴訟事件、審決取消訴訟事件を扱う。

Eコマースの商標侵害対策は近年急増した案件。たとえば、検索に掛かりやすくなるよう、検索キーワードやハッシュタグに他社の商標を紛れ込ませてある場合は商標侵害となるが、これを知らない出品者も多い。ネット上には情報が氾濫しており、モグラ叩きでもしているようなキリがない状態です。しかし商標を護らなければ、希釈化・普通名称化し、商品の価値が落ちてしまう。常にアンテナを張り、怪しいものがあれば依頼者に連絡をしています」

また、個人・企業共にSNSで気軽に発信できるようになったため、誹謗中傷、商標権侵害、著作権侵害といった問題がより身近になった。生成AIへの対応など新しい問題も日々生まれているが、同事務所にはそのような時代の変化に合わせ、機動的に仕事ができる体制がある。

「法整備が追いつかず立証が難しい案件にも取り組み、新しい時代の事件にも対応していく必要があります。

最先端の法律面にも携われる、やりがいのある仕事です」

2016年には知的財産価値評価サービスも立ち上げた。M&Aや事業の譲渡に際し知的財産権を売買する場合に、金額に算定。これは、ライセンス化した場合の市場規模、その何%がライセンス料となるか等の計算方法を用いて無体物である権利の価値を算出するサービスだ。浅村特許事務所の弁理士が裁判所で特許の価値を算出する評価人としても登録している。

このような業務を行うのはコンサルタント会社が多く、特許事務所が扱っているのは稀。特許事務所と弁理士事務所がワンストップ対応で知的財産について扱うのは更に貴重である。

「特許は形がないため評価が難しく、無効になれば評価がゼロになる責任の重い仕事です。数十件、数百件の特許を持つ規模の大きい案件の場合は、事務所内で手分けして特許を確認することも。その際は、初めて見るような特許にも責任を持って対応しています」

知的財産の価値を最もよく理解する弁理士が評価し、紛争になっても一貫通貫で対応できる体制は依頼者にとって至極安心できるものだろう。

弁理士業界を牽引する取り組みの数々

「目に見えないものを、言葉を駆使して権利にする」ことの面白さ

弁理士は2024年1月に特許庁から今後の人材不足について警鐘を鳴らす資料が出されるほど人材不足が苦慮され、資格取得者の減少もあって業界全体に危機感が広がっている。そのため浅村所長は「若い人に、より弁理士業界の魅力を伝えるような仕事をしていきたい」と語った。



寄せられる依頼の約90%は国際的な案件で、約5万人の顧客は20に渡る国と地域に存在する

日本弁理士会では、キツギニアで弁理士体験会を開催したことに加え、弁理士の仕事をわかりやすく描いた漫画を出版するなど、様々な取り組みが行われている。

浅村特許事務所は、2021年から連続で健康経営優良法人の認定を受け、女性が働きやすい職場であることを証明する「えるぼし認定書」なども取得。健康経営について外部的な評価を得ることが、万全な布陣に更に優秀な人材が加わることに繋がっている。また、その成果もあって、在籍する弁理士の定着率も良好だ。

浅村特許事務所には現在117人が在籍。弁理士事務所としては相当規模が大きいですが、「丁度良い規模」だと浅村所長は言う。

「全員の顔を認識でき、各人が取り組んでいる仕事の情報共有や伝達もやりやすい規模です。私は今、組織でやる強みを実感していますし、所属している弁理士それぞれが同じように感じてくれ

たら嬉しいです」

弁理士という仕事の魅力は「目に見えないものを、言葉を駆使して権利にするとところ」だと浅村所長。更に「当事務所は国際的な仕事をしているので、国による制度の違いや各地の文化の異なる人々と話し合つて信頼を構築してゆくことも面白いところですよ」と同事務所ならではの魅力についても、愛しむように語った。

時代を超え、また国境も超えて依頼者たちに愛され頼られてきた浅村特許事務所。その長い歴史は、更に永く続いていくのだと確信させられた。

PROFILE

浅村 昌弘 (あさむら・まさひろ)

1996年、千葉大学工学部機能材料工学科卒業。
1997年、エジンバラ大学大学院環境化学修士課程修了 (M. Sc.)。
1998年、ランカスター大学大学院環境科学修士課程修了 (M. Res. with distinction)。
1999年、浅村内外特許事務所 (現 浅村特許事務所) 化学部門。
2007年、早稲田大学大学院法務研究科修了。同年、最高裁判所司法研修所司法修習 (新61期)。
2009年、永島橋本法律事務所。
2011年、特許業務法人浅村特許事務所 副所長。浅村法律事務所 所長。
2019年、特許業務法人浅村特許事務所 所長 代表社員。
2022年、弁理士法人浅村特許事務所 所長 代表社員。
■著書
2012年9月「ソーシャルメディア時代の個人情報保護Q&A」第二東京弁護士会編 (日本評論社) 共著

INFORMATION

弁理士法人
浅村特許事務所・浅村法律事務所



<https://www.asamura.jp/jp/>

本店所在地

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1
大手町ファーストスクエアウエストタワー17F
TEL: 03-6840-1536 (代表) FAX: 03-6840-1540

アクセス

東京メトロ丸の内線、千代田線、東西線、半蔵門線・都営地下鉄三田線「大手町」駅 C8・C11・C12 口直結
JR各線「東京」駅丸の内北口より徒歩5分

業務内容

【国内業務】知的財産(特許、実用新案、意匠、商標、不正競争防止法、著作権法等)に関する調査、国内出願、中間処理、登録、権利化後の維持(年金管理)、鑑定、審判、その他の手続代理。／【内外業務】知的財産に関する国内のお客様からのご依頼による、外国特許庁、法律事務所、弁理士事務所に対する諸手続の直接的・間接的な代行。／【内外業務】知的財産に関する外国のお客様、法律事務所、弁理士事務所からのご依頼による、日本国特許庁に対する諸手続の直接的・間接的な代行。／【訴訟対応他業務】浅村法律事務所所属する知財弁護士との共同による、国内外における知財に関する侵害訴訟等への対応、水際対策等。／【知財価値評価業務】国内外のお客様が所有する日本及び外国の知的財産価値評価を主とした、知財コンサルティングサービス。

営業時間

(月～金) 9:00～17:00 (定休日) 土・日・祝

創業 1891年

浅村宣言

浅村特許事務所は、全世界の知的財産制度の発展に貢献します。
浅村特許事務所は、日本最長の歴史と伝統を有する事務所として、永年培ってきた知識や経験を生かしたサービスを行ないます。
浅村特許事務所は、お客様のご要望を的確に把握し、お客様の立場で業務を行い、お客様に最高のご満足を提供します。